

第57期 定時株主総会招集ご通知

日時

平成29年3月16日（木曜日）午前10時

場所

大阪市北区中之島5丁目3番68号
リーガロイヤルホテル3階「光琳の間」
(末尾記載の「株主総会会場のご案内略図」をご参照ください。)

議決権行使期限

平成29年3月15日（水曜日）午後5時30分まで

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当（第57期期末配当）の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件

株主各位

大阪市都島区善源寺町2丁目3番35号

株式会社 **ミルボン**
代表取締役社長 佐藤龍二

第57期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第57期定時株主総会を下記のとおり、開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができま
すので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。後述のご案内に従って平成29年
3月15日（水曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1 日 時** 平成29年3月16日（木曜日）午前10時
- 2 場 所** 大阪市北区中之島5丁目3番68号 リーガロイヤルホテル3階「光琳の間」
（末尾記載の「株主総会会場のご案内略図」をご参照ください。）
- 3 目的事項
報告事項**
- 第57期（平成27年12月21日から平成28年12月20日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第57期（平成27年12月21日から平成28年12月20日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
第1号議案** 剰余金の配当（第57期期末配当）の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 監査役1名選任の件
- 4 議決権行使に
ついてのご案内**
- 書面による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年3月15日（水曜日）午後5時
30分までに到着するようご返送ください。
 - インターネット等による議決権行使の場合
インターネット等により議決権を行使される場合には、後記の議決権行使のご案内をご高覧
のうえ、平成29年3月15日（水曜日）午後5時30分までにご行使ください。

以 上

◎本総会にご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ（<http://www.milbon.co.jp>）に掲載
しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

① 連結計算書類の連結注記表 ② 計算書類の個別注記表

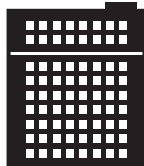
なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、当社ホームページ
（<http://www.milbon.co.jp>）に掲載している連結注記表及び個別注記表となります。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵
送または当社ホームページ（<http://www.milbon.co.jp>）において掲載することにより、お知らせいたします。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権の行使は、株主のみなさまの大切な権利です。是非とも議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権の行使は、以下の方法があります。

株主総会にご出席いただける場合

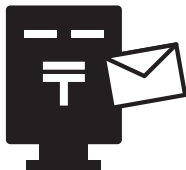


会場受付にご提出

同封の議決権行使書用紙を株主総会当日に会場受付にご提出ください。

日時 平成29年3月16日（木曜日） 午前10時
場所 リーガロイヤルホテル3階
「光琳の間」

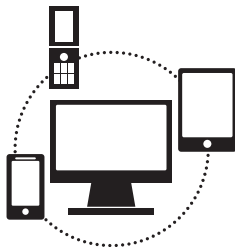
株主総会にご出席いただけない場合 「書面」または「インターネット等」で事前に議決権を行使いただけます。



書面

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。
なお、議案につきまして賛否を表示せず提出された場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限 平成29年3月15日（水曜日）午後5時30分までに到着



インターネット等

- インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただけます。
- インターネットにより、議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案の賛否をご登録ください。
- インターネット等による議決権行使は、平成29年3月15日（水曜日）午後5時30分まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。

議決権行使サイト <http://www.web54.net>

行使期限 平成29年3月15日（水曜日）午後5時30分までに入力

- 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネット等によって、複数回、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主さまのご負担となります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

株主名簿管理人 三井住友信託銀行証券代行部
【専用ダイヤル】 ☎0120-652-031（午前9時～午後9時）
〈議決権行使に関する事項以外のご照会〉 ☎0120-782-031（平日 午前9時～午後5時）

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当（第57期期末配当）の件

当社は、株主さまに対する利益還元を経営の重要課題として位置づけるとともに、今後の収益力向上のための内部留保による企業体質の強化を図りながら、業績に対応した成果の配分を行うことを基本方針としております。

当期（平成28年12月期）の期末配当につきましては、次のとおりとさせていただきますたく存じます。

①配当財産の種類

金銭

②株主さまに対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき	金 40円
総額	654,872,040円

（ご参考）

年間配当金は、中間配当金38円と合わせ、1株につき78円となり前期と比べ4円の増配となります。

③剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年3月17日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社の事業年度は、毎年12月21日から翌年12月20日までとしておりますが、当社及びグループ会社の決算期の統一を行い、予算編成や業績管理等、事業の一体運営の推進及び適時、的確な経営情報の開示を推進するため、当社の事業年度を毎年1月1日から12月31日までに変更いたします。これに伴い、現行定款第12条、第35条、第36条第2項に所要の変更を行うものであります。

また、事業年度の変更に伴い、第58期事業年度は、平成28年12月21日から平成29年12月31日までの12か月11日間の決算期間となります。そのため、経過措置として附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎年12月<u>20</u>日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎年12月<u>31</u>日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>
<p>(事業年度)</p> <p>第35条 当社の事業年度は、毎年12月<u>21</u>日から翌年12月<u>20</u>日までとする。</p>	<p>(事業年度)</p> <p>第35条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月<u>31</u>日までとする。</p>
<p>(剰余金の配当)</p> <p>第36条 (条文省略)</p> <p>2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年6月<u>20</u>日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>	<p>(剰余金の配当)</p> <p>第36条 (現行どおり)</p> <p>2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年6月<u>30</u>日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>

現行定款	変更案
(新 設)	附 則
(新 設)	<u>(第58期事業年度)</u> <u>第1条 第35条(事業年度)の規定にかかわらず、第58期事業年度は平成28年12月21日から平成29年12月31日までとする。</u>
(新 設)	<u>(第58期事業年度の中間配当の基準日)</u> <u>第2条 第36条(剰余金の配当)第2項の規定にかかわらず、第58期事業年度の中間配当の基準日は、平成29年6月20日とする。</u>
(新 設)	<u>(附則の有効期限)</u> <u>第3条 本附則は、平成29年12月31日まで有効であり、同日の経過をもって削除する。</u>

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 村田浩二氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
むらた こうじ 村田 浩二 (昭和28年9月18日生) 再任	昭和51年4月 当社入社 平成18年12月 内部監査室部長 平成24年12月 部長待遇 平成25年3月 監査役 現在に至る	12,562株

監査役候補者とした理由

村田浩二氏は、当社において長年にわたり企画及び内部監査等の業務に従事し、当社の事業領域である美容業界及び当社のビジネスモデルについて深い理解と経験を有すると共に、管理及び監査の専門性、見識を有しております。以上のことから、同氏を引き続き監査役候補者としたものであります。

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第427条第1項及び定款第34条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項に規定する会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める監査役の最低責任限度額となります。当社は、現在、村田浩二氏との間で当該契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

①概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、緩やかな回復基調にあるものの、企業の収益改善や設備投資などは、やや足踏み状況になってきました。また、中国やアジア新興国等における景気減速懸念に加え、米国新大統領トランプ氏の動向など、先行きは不透明な状況です。美容業界におきましても、人口動態の影響などにより、厳しい状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループは、美容室に対して『Hanako世代とHanakoジュニアの2つの美の転換点を捉え、一人の女性の「ビューティーステージ」を輝かせることを応援します。』をテーマに取り組んでまいりました。

当連結会計年度の売上高は、291億34百万円（前期比6.4%増）で、17億57百万円の増収となりました。この主な要因は、ヘアケア用剤部門において、プレミアムブランド「オージュア」が伸長していることや、プロフェッショナルブランドのアウトバストリートメントの新製品が好調であることによるものです。また、染毛剤部門において昨年発売したグレイカラー剤（白髪染め）が引き続き順調に推移していることも要因の一つです。さらに、海外市場における、中国、韓国等、東アジア地域の伸長も大きく寄与しています。

営業利益は51億13百万円（前期比8.2%増）、経常利益は47億33百万円（前期比6.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は30億69百万円（前期比4.0%増）となり、売上高、段階利益とも過去最高を更新することができました。

（単位：百万円）

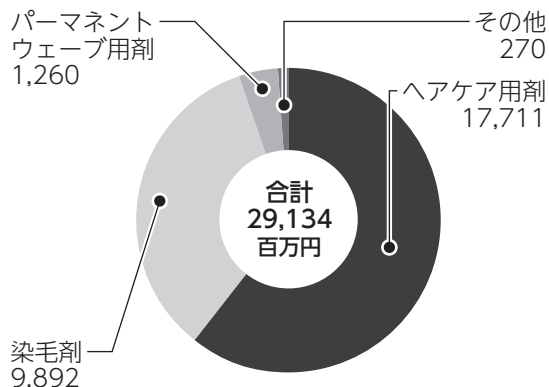
区 分	前連結会計年度（第56期）	当連結会計年度（第57期）	増 減 率
売 上 高	27,377	29,134	6.4%
営 業 利 益	4,727	5,113	8.2%
経 常 利 益	4,427	4,733	6.9%
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	2,950	3,069	4.0%

②部門別の状況

部門別売上高は次のとおりであります。

(単位：百万円)

部 門	売 上 高	構 成 比	増 減 率
ヘアケア用剤	17,711	60.8%	9.4%
染 毛 剤	9,892	34.0%	4.1%
パーマメント ウェーブ用剤	1,260	4.3%	△10.7%
そ の 他	270	0.9%	2.2%
合 計	29,134	100.0%	6.4%

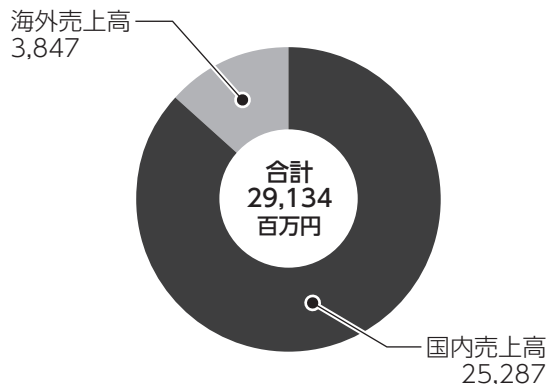


③国内海外別の状況

国内海外別売上高は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	売 上 高	構 成 比	増 減 率
国内売上高	25,287	86.8%	5.9%
海外売上高	3,847	13.2%	10.0%
合 計	29,134	100.0%	6.4%



(2) 対処すべき課題

国内の経済環境は、中国やアジア新興国等の景気減速やトランプ新大統領の動向など、先行きは不透明な状況です。美容業界におきましても、人口動態の影響による厳しい状況は続いております。

このような状況のもと、当社グループは、美容室に対して『顧客の世代観と価値観を捉えることで生涯顧客を創造する「生涯美容師の育成」を支援し、世代波及消費による生産性の向上を目指します』をテーマに取り組んでまいります。また、プレミアムブランド“milbon”のグローバル市場における本格展開などで、引き続き成長軌道を維持してまいります。

以上により、翌連結会計年度においては、売上高310億円（当期比6.4%増）、営業利益53億円（当期比3.6%増）、経常利益48億90百万円（当期比3.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益34億50百万円（当期比12.4%増）を見通しております。

株主の皆さまにおかれましては、引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 資金調達の状況

重要な資金調達はありません。

(4) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資（有形固定資産及び無形固定資産を含む）の総額は、42億62百万円であります。その主な内容は、ゆめが丘工場増築工事によるものであります。

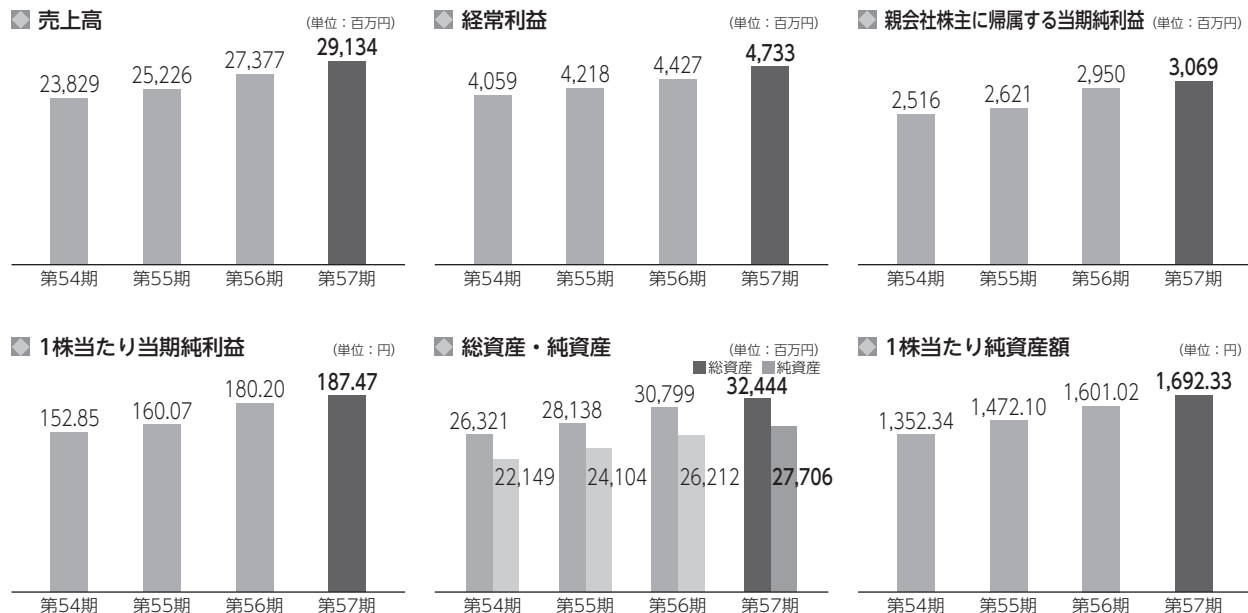
(5) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	期 別	第 54 期	第 55 期	第 56 期	第 57 期
		(平成24年12月21日から 平成25年12月20日まで)	(平成25年12月21日から 平成26年12月20日まで)	(平成26年12月21日から 平成27年12月20日まで)	(平成27年12月21日から 平成28年12月20日まで)
売 上 高	(百万円)	23,829	25,226	27,377	29,134
経 常 利 益	(百万円)	4,059	4,218	4,427	4,733
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	2,516	2,621	2,950	3,069
1株当たり当期純利益	(円)	152.85	160.07	180.20	187.47
総 資 産	(百万円)	26,321	28,138	30,799	32,444
純 資 産	(百万円)	22,149	24,104	26,212	27,706
1株当たり純資産額	(円)	1,352.34	1,472.10	1,601.02	1,692.33

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数から、期中平均自己株式数を控除した株式数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数から、期末自己株式数を控除した株式数により算出しております。

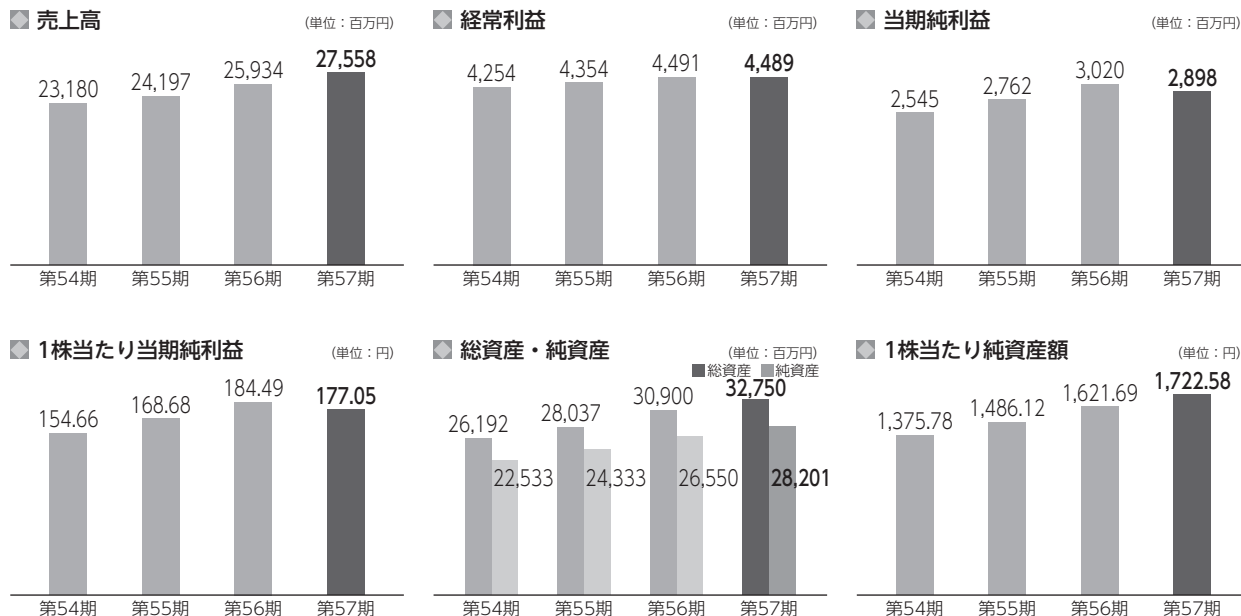
2. 平成25年12月21日付で、1:1.2に株式分割をしております。従いまして、第54期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算出しております。



②当社の財産及び損益の状況

区 分	期 別	第 54 期	第 55 期	第 56 期	第 57 期
		(平成24年12月21日から 平成25年12月20日まで)	(平成25年12月21日から 平成26年12月20日まで)	(平成26年12月21日から 平成27年12月20日まで)	(平成27年12月21日から 平成28年12月20日まで)
売 上 高	(百万円)	23,180	24,197	25,934	27,558
経 常 利 益	(百万円)	4,254	4,354	4,491	4,489
当 期 純 利 益	(百万円)	2,545	2,762	3,020	2,898
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	(円)	154.66	168.68	184.49	177.05
総 資 産	(百万円)	26,192	28,037	30,900	32,750
純 資 産	(百万円)	22,533	24,333	26,550	28,201
1 株 当 た り 純 資 産 額	(円)	1,375.78	1,486.12	1,621.69	1,722.58

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数から、期中平均自己株式数を控除した株式数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数から、期末自己株式数を控除した株式数により算出しております。
2. 平成25年12月21日付で、1:1.2に株式分割をしております。従いまして、第54期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算出してしております。



(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①重要な子会社の状況

名 称	資本金 又は出資金	議決権比率	主要な事業内容
MILBON USA,INC.	2,000 千USドル	100.0 %	頭髪化粧品販売
Milbon Trading (Shanghai) Co., Ltd.	430,000 千円	100.0 %	頭髪化粧品販売
Milbon Korea Co., Ltd.	3,000,000 千ウォン	100.0 %	頭髪化粧品販売
MILBON (THAILAND) CO., LTD.	450,000 千バーツ	100.0 %	頭髪化粧品 製造、販売

②その他

特筆すべき事項はありません。

(7) 主要な事業内容

- ①医薬部外品、化粧品、美容用のロッド、ローラー、ハケ及びアイロンの製造並びに販売等
- ②美容器具、美容材料、化粧品、医薬部外品の輸出並びに輸入

(8) 主要な事業所

当 社

本 店	大阪市都島区善源寺町2丁目3番35号
本社・中央研究所	大阪市都島区善源寺町2丁目3番35号
支 店	東京青山支店(東京都渋谷区)、東京銀座支店(東京都中央区)、 名古屋支店(名古屋市中区)、大阪支店(大阪市西区)、福岡支店(福岡市中央区)
営 業 所	札幌営業所(札幌市中央区)、仙台営業所(仙台市青葉区)、 さいたま営業所(さいたま市大宮区)、横浜営業所(横浜市西区)、金沢営業所(金沢市)、 京都営業所(京都市下京区)、神戸営業所(神戸市中央区)、岡山営業所(岡山市北区)、 広島営業所(広島市中区)、熊本営業所(熊本市中央区)
工 場	ゆめが丘工場(三重県伊賀市)

- (注) 1. 岡山営業所は平成28年7月25日に営業開始しました。
2. 熊本営業所を平成28年12月5日に営業開始しました。
3. ゆめが丘工場増設に伴い、青山工場は平成28年11月1日付でゆめが丘工場に移転・統合しました。

子 会 社

MILBON USA,INC.	568 Broadway, Suite 606, New York, NY 10012 (米国)
Milbon Trading(Shanghai) Co., Ltd.	上海市黄浦区福州路666号 金陵海欣大厦25楼A1D2 (中国)
Milbon Korea Co., Ltd.	ソウル市江南区論峴洞201-6外3筆地 ノベルテクビルディング5階 (韓国)
MILBON (THAILAND) CO., LTD.	7/380 M.6, T.Mabyangporn, A.Pluakdaeng, Rayong 21140 (タイ 王国)

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
775名	71名増

(注) 上記の従業員数には、使用人兼務取締役4名、パートタイマー44名及び準社員8名は含んでおりません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 60,204,000株

(2) 発行済株式の総数 16,558,617株
(単元株式数 100株)

(3) 株 主 数 15,823名

(4) 大株主の状況（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	966,300 株	5.90 %
鴻池資産管理株式会社	960,000 株	5.86 %
村 井 佳比子	741,812 株	4.53 %
北 嶋 舞 子	741,212 株	4.53 %
三井住友信託銀行株式会社	667,200 株	4.08 %
アジアグローバル3号投資事業有限責任組合無限責任組合員ACA株式会社	664,000 株	4.06 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	497,400 株	3.04 %
ミルボン協力企業持株会	479,478 株	2.93 %
鴻 池 一 信	428,264 株	2.62 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	388,300 株	2.37 %

(注) 持株比率は自己株式(186,816株)を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当する事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	佐 藤 龍 二	
専 務 取 締 役	重 宗 昇	F P 本部長
常 務 取 締 役	村 井 正 浩	管理・経営戦略・CS推進担当
常 務 取 締 役	豊 田 修	国際第一営業担当
取 締 役	藤 井 政 幸	F P 本部副本部長
取 締 役	村 田 輝 夫	生産本部長
取 締 役	武 田 靖 史	開発本部長
取 締 役	大 塩 充	事業開発部長
取 締 役	鴻 池 一 信	国際第二営業部長
取 締 役	高 畑 省一郎	公認会計士、経営戦略研究所所長
取 締 役	濱 口 泰 三	伊藤忠食品株式会社代表取締役・社長執行役員
監 査 役 (常 勤)	村 田 浩 二	
監 査 役	遠 藤 桂 介	弁護士
監 査 役	田 多 理	税理士

- (注) 1. 取締役のうち高畑省一郎氏及び濱口泰三氏は、社外取締役であります。なお、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
2. 監査役のうち遠藤桂介氏及び田多理氏は、社外監査役であります。なお、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 監査役遠藤桂介氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役田多理氏は、税理士の資格を有しており、会計及び税務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 平成28年3月17日開催の第56期定時株主総会終結の時をもって、高畑省一郎氏は辞任により監査役を退任し、新たに取締役に就任いたしました。
6. 平成28年3月17日開催の第56期定時株主総会終結の時をもって、濱口泰三氏は取締役に就任いたしました。
7. 平成28年3月17日開催の第56期定時株主総会終結の時をもって、田多理氏は監査役に就任いたしました。
8. 平成28年3月17日開催の第56期定時株主総会終結の時をもって、専務取締役金山勝美氏は任期満了により退任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	12名	275,482千円
監査役	4名	31,209千円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与34,253千円は含まれておりません。
 2. 社外取締役2名に対する報酬等の額は10,800千円であり、上記に含まれております。
 3. 社外監査役3名に対する報酬等の額は9,159千円であり、上記に含まれております。
 4. 取締役及び監査役の報酬等の額には、平成28年3月17日開催の第56期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び社外監査役1名の在任中の報酬等の額が含まれております。
 5. 平成28年3月17日開催の第56期定時株主総会において、取締役の報酬額は「年額4億円以内（うち社外取締役分5,000万円以内）」、監査役の報酬額は「年額7,000万円以内」としてそれぞれ決議いただいております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、全ての社外取締役及び全ての監査役との間において、会社法第427条第1項及び定款第34条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項に規定する会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職の状況並びに当該兼職先との関係

取締役高畑省一郎氏は、経営戦略研究所所長を兼職しておりますが、当社と当該兼職先の間には重要な取引その他の関係はありません。

取締役濱口泰三氏は、伊藤忠食品株式会社代表取締役・社長執行役員を兼職しておりますが、当社と当該兼職先の間には重要な取引その他の関係はありません。

②当社又は主要取引先等特定関係事業者との関係

記載すべき事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	高畑省一郎	平成28年3月17日取締役就任後開催された取締役会11回のうち10回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から当社の経営に関する的確な助言を行っております。また、取締役就任前は監査役であり、就任前に開催された取締役会3回のうち3回出席、監査役会3回のうち3回出席し、上記の見地から適切に発言を行っております。

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役	濱 口 泰 三	平成28年3月17日就任後当事業年度開催の取締役会11回のうち10回に出席し、総合商社執行役員、食品商社の経営者としての経験に基づき、当社の海外への事業展開、グローバル化への的確な助言を行っております。
監査役	遠 藤 桂 介	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から当社の経営に関する的確な助言を行っております。 また、当事業年度開催の監査役会6回のうち6回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	田 多 理	平成28年3月17日就任後当事業年度開催の取締役会11回のうち10回に出席し、主に税理士としての専門的見地から当社の経営に関する的確な助言を行っております。 また、平成28年3月17日就任後当事業年度開催の監査役会3回のうち3回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	25,200千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,200千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会の「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績を分析評価し、会計監査人が提示した当事業年度の監査報酬・監査計画等を検討した結果、当該報酬等は適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意をしております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障があると認められる場合等、必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人との間において、会社法第427条第1項及び定款第34条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項に規定する会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める会計監査人の最低責任限度額としております。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制並びに運用状況

①業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制に係る規程を役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とし、全役職員に周知徹底するとともに、必要に応じ研修を行い、遵守されることを確保する。管理部は役職員による行動規範の遵守状況を監視し、その結果を必要に応じて取締役会に報告する。

また、反社会的勢力との関係の排除については、管理部を統括部門として、警察、企業防衛協議会、弁護士等の外部機関と緊密に連携し、反社会的な個人やグループに毅然たる態度で臨み、これらへの関与を明確に拒絶・排除する。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会規程、文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、これを保存、管理する。取締役及び監査役は、常時これらの文書を閲覧できるものとする。

3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、製品の安全性、品質、情報セキュリティなどに係るリスクについては、リスクマネジメント基本規程に則り、管理部を主管部門として、各部門におけるリスクについて情報を収集し、その把握に努めるとともに、全社的なリスク状況を分析し、必要に応じて規程の整備、研修の実施、マニュアルの作成・配布などを行うものとする。また、各部門はリスク発生時には直ちに管理部に通知するものとし、管理部は対策本部を設置する等の対応をとるものとする。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営計画書を年1回作成し、執行状況を財務報告書及び活動報告書により毎月取締役会で報告して管理する。また、職務権限規程及び稟議規程を運用することにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

- 5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社各社より毎月、当社の取締役会に対して財務報告書及び活動報告書を提出することにより、子会社の職務の執行に係る事項に関する当社への報告体制としている。
- ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスクマネジメント基本規程、子会社管理規程に則り、管理部を主管部門として、各子会社におけるリスクについて情報を収集、分析し、必要に応じて規程の整備、研修の実施、マニュアルの作成・配布などを行うものとする。また、各子会社はリスク発生時には直ちに管理部に通知するものとし、管理部は必要に応じて対策本部を設置する等の対応をとるものとする。
- ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社管理規程に則り、子会社の経営計画は当社の取締役会で年1回承認され、子会社より、毎月、当社の取締役会に対して財務報告書及び活動報告書を提出させるものとし、当社では必要に応じて、子会社に対し様々な支援を行い、子会社の取締役等の職務の有効性、効率性を確保する。
- 二. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
子会社管理規程、各子会社の就業規則等に則り、コンプライアンスに関する規程を各子会社の役員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とし、全役職員に周知徹底するとともに、必要に応じ研修を行い、遵守されることを確保する。管理部は各子会社のコンプライアンス上の問題、課題等を把握し、必要に応じて支援を行う。また、監査役、内部監査部は子会社を対象とした監査活動を行い、コンプライアンス上の問題の早期発見に努める。
- 6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社では、必要と認められる場合には、監査役の職務を補助すべき使用人を設置する。
- 7) 上記6)の使用人の取締役からの独立性に関する事項
当社では監査役の職務を補助すべく設置した使用人の人事異動、人事評価及び懲戒に関しては、監査役会の同意を必要とする。また、その使用人が監査役より監査業務に必要な命令を受けた場合は、その命令に関して取締役等の指揮・命令を受けない。

8) 当社の監査役への報告に関する体制

イ. 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

当社の取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加えて、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項をすみやかに報告する。監査役は取締役会において決議または報告される、会社の重要な業務執行に関する事実に関して、会議に出席または議事録等を閲覧することにより報告を得ることとする。

ロ. 当社の子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

各子会社の取締役等は、当社の監査役に対して、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項をすみやかに報告する。監査役は、子会社管理規程に基づき、各子会社より取締役会において報告される、各子会社の重要な業務執行、活動状況の報告に関して、会議に出席または議事録等を閲覧することにより報告を得ることとする。

9) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

子会社管理規程に則り、前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する。

10) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は代表取締役は毎年1回監査計画を提出し、代表取締役は監査の自主性を最大限尊重し、正当な理由なくこれを制限せず費用の前払及び償還を行うものとする。

11) その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は毎月1回取締役会において、必要に応じて取締役との意見交換を行う。また、年3回、監査役、監査法人及び内部監査部3者の意見交換会を開催する。

12) 財務計算に関する報告及び情報の適正性を確保するための体制

一般に公正妥当と認められる内部統制の枠組み（「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準 内部統制の基本的枠組み」（2007年2月15日 企業会計審議会））に則り、内部統制基本規程において財務報告に係る内部統制の取り組み方針を定め、維持・運用し、その有効性を継続的に評価し、必要な正・改善を行うことにより、財務報告の信頼性を確保する。

②業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における取り組みにつきましては、子会社も含め、上記①の業務の適正を確保するための体制に則った運用を実施しております。

その主な取り組みとしては以下のとおりです。

- ・経営計画書を作成し、その進捗状況を毎月の取締役会で報告、管理しております。
- ・リスクマネジメント基本規程に則り、日常のリスク対応を行うだけでなく、四半期毎に発生したリスクを取りまとめ、今後の取り組みにつき取締役会で報告、共有しております。
- ・役員にリスクマネジメントに関する勉強会を実施し、知識の習得と意識向上を図りました。
- ・「財務報告に係る内部統制基本計画書」を作成し、それに基づき、内部統制の整備と、運用状況の評価等を実施しました。
- ・監査役はほとんどの取締役会に出席し、取締役と積極的な意見交換を行い、また、監査法人、内部監査部との会議を設け、意見交換を行いました。

(2) 会社の支配に関する基本方針

当社は、平成28年1月27日開催の取締役会において、当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）を、平成28年3月17日開催の第56期定時株主総会においてご承認いただくことを条件として発効させることを決議し、同株主総会においてこれをご承認いただきました。平成30年3月開催予定の当社定時株主総会終結の時まで有効な当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）（以下、「本対応方針」といいます。）を含む会社法施行規則第118条第3号所定の事項は以下のとおりです。

①基本方針の内容

当社グループは『ミルボンは、ヘアデザイナーを通じて、美しい生き方を応援する事業展開をします。美しい生き方、美しい髪は人の心を豊かにします。豊かな心は文化を育みます。文化を大切に社会は平和をもたらします。ミルボンはそう信じて事業展開を推進し、業界、ひいては国、地域に貢献します。』を企業理念とし、事業領域を美容室、美容師に絞った事業活動を展開しております。

そうした中で培った、以下の1)から3)が、当社グループにとって企業価値の源泉と考えています。

1) 販売力=フィールドパーソンシステム

当社グループは、美容室とヘアデザイナーを支援するために、独自の営業体制を確立しています。単なる商品販売ではなく、美容室、エンドユーザーの声を真摯に聴き、課題を発見、対処法を考え提案します。美容室への教育活動を中核に、美容室の増収・増益に貢献します。当社グループでは、そのような活動を行う営業部員をフィールドパーソンと呼んでいます。

フィールドパーソンを育てるために、9ヶ月間に及ぶ社内研修を実施しています。ヘアケアやカラーリング、パーマなどの基本的な美容技術に加え、美容業界の幅広い知識・経営分析・企画立案などの様々なスキルを習得しています。競合他社が真似のできない、当社グループ独自のビジネスモデルとなっています。

2) 商品開発力=TAC製品開発システム

美容室の現場で成功しているヘアデザイナー、さらにエンドユーザーに学びながら、美容ソフトと製品を開発するのが当社グループ独自の「TAC (Target Authority Customer) 製品開発システム」です。

ヘアカラー客が他店と比べて飛びぬけて多い美容室、ヘアケア客が飛びぬけて多い美容室など、テーマによって顧客からダントツの人気を集めている美容室・ヘアデザイナーには、成功技術（哲学、考え方、ヘアデザイン、美容技術）が存在しています。その成功技術を一般の美容室でも使えるように標準化し、それをサポートする製品を創ります。

3) 市場戦略=フィールド活動システム

どのような市場環境においても、成長する美容室は存在しています。当社グループでは、成長している、または、成長する可能性の大きい美容室にフィールドパーソンの活動を集約することで、市場環境が悪化しても、当社グループも一緒に成長できるマーケティングを展開しています。

当社取締役会は、あらゆる大規模買付行為に対して否定的な見解を有するものではありません。しかし、株式の大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値及び株主共同の利益を明確に毀損するもの、大規模買付行為に応じることを株主の皆さまに強要して不利益を与えるおそれがあるもの等、必ずしも対象会社の企業価値、ひいては、株主共同の利益を確保し、向上させることにはならないと思われるものも存すると考えられます。そのような大規模買付行為に対しては、当社としてこのような事態が生ずることのないように、あらかじめ何らかの対抗措置を講ずる必要があると考えます。

もっとも、そのような大規模買付行為以外の大規模買付行為については、それを受け入れるべきか否かの最終的な判断は、当社取締役会ではなく当社株主の皆さまに委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、当社の経営には、当社の企業価値の源泉であるフィールドパーソンシステム、TAC製品開発システム、フィールド活動システムを前提とした特有の経営ノウハウや、当社の従業員、仕入先などの協力業者、当社の直接の取引先である代理店、さらに、その先の美容室等のステークホルダーとの間に築かれた信頼関係等への深い理解が不可欠であります。

これらに関する十分な知識と理解なくしては、株主の皆さまが将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできません。当社は、平素から、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆さまにご理解いただくよう努めておりますが、突然大規模買付行為がなされたときに、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆さまに短期間の間に適切に判断していただくためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠と考えております。

なお、当社株主の皆さまがこのような判断を行うための十分な情報提供という観点から、大規模買付者自身の提供する情報に加え、それに対する当社取締役会の評価・検討に基づく意見や、場合によっては当社取締役会による代替案の提案も、当社株主の皆さまにとっては重要な判断材料になると考えます。このような観点から、当社取締役会としては、当社株主の皆さまにより適切にご判断いただけるよう、大規模買付者に対して大規模買付行為に関する情報提供を求め、係る情報提供がなされた後、当社取締役会において速やかにこれを検討・評価し、後述の特別委員会の勧告を最大限に尊重し、当社取締役会としての意見を取りまとめて一般に公開します。そして、当社取締役会が必要と判断した場合は、大規模買付者の提案の改善についての交渉、当社取締役会としての当社株主の皆さまへの代替案の提示を行うこととします。

当社取締役会は、上記の基本的な考え方に立ち、大規模買付行為が、これを具体化した一定の合理的なルールに従って進められることが当社及び当社株主共同の利益に合致すると考え、以下のとおり当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めます。そして、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、一定の対抗措置を取ることができるものとしたします。上記の基本的な考え方に照らし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないこと自体が、当社株主の皆さまの適切な判断を妨げ、当社株主共同の利益を損なうものと考えられるからです。また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、当社に回復し難い損害を与えるなど当社株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、一定の対抗措置を取ることができるものとしたします。

なお、当社は、現時点において、特定の第三者から大規模買付けを行う旨の通告や買収提案をうけておりません。

②基本方針実現のための具体的な取り組み

当社グループは、2015年度（第56期）より、新たなブランドスローガン「美しさを拓く。Find Your Beauty」のもと、次の未来を見据えた中期的な経営ビジョン「中期5ヵ年事業構想（2015年～2019年）」を策定しております。その主な内容は以下のとおりです。

「教育を中心としたフィールド活動によって、世界の国・地域の美容に地域貢献し、日本発（初）、世界No.1のグローバルプロフェッショナルメーカーをめざします。」をグローバルビジョンとして掲げ、以下のような取り組みを通じてグローバル化を推進します。

- i. グローバル組織態勢
多文化対応ネットワーク型のグループ企業経営を目指します。
- ii. グローバル商品戦略
グローバル研究開発・生産態勢を構築します。
- iii. グローバル人材育成
グローバルな視野でリーダーシップを発揮する、経営感覚のある次期グローバルリーダーを育成します。
- iv. グローバル市場展開
アジア3本柱構想（日本、東アジア、東南アジア）と欧米のネットワークの構築によって、グローバル事業展開を加速します。

v. グローバル財務戦略

営業活動により獲得したフリーキャッシュの約半分を、生産能力の増強、新規営業拠点の設立・増強、M&A投資、化粧品ビジネスへの投資等、今後のさらなる成長のために投資し、一方、株主還元としては、配当性向40%を目安に安定的に実施したいと考えております。また、資本効率の目標として2019年度にROE12%以上を目指します。

このような取り組みを通して、当社グループは、「世界のヘア化粧品プロフェッショナル市場においてアジアNo.1、世界ベスト5入りをめざします。」を中期ビジョンとして掲げ、ヘアデザイナーと共に、世界の美容に貢献していきます。

当社グループは、経営の透明性、公平性を重視したコーポレート・ガバナンスを実施しております。さらに、積極的な情報開示に努めることで企業に対する信頼が高まり、企業価値の向上につながると考えております。

当社は監査役制度を採用しており、現在、取締役は11名（うち社外取締役2名）、監査役は3名（うち社外監査役2名）であります。また、社外有識者とのアドバイザー契約により、適宜社外有識者の意見を取り入れる体制を整えております。

③基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取り組み

大規模買付ルールの内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、1) 当社株主の皆さまの判断及び当社取締役会としての意見形成のために、事前に大規模買付者から当社取締役会に対して必要かつ十分な情報（以下、「必要情報」といいます。）が提供され、2) 大規模買付行為は、当社取締役会による当該大規模買付行為に対する一定の評価期間が経過した後に開始されるものとする、というものです。

具体的には、当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった場合、まず、その事実を速やかに開示します。さらに、大規模買付者には、当社取締役会に対して、必要情報を提供していただきます。

必要情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容によって異なり得るため、具体的には大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社取締役会宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を記載した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととし、当社取締役会は、係る意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。その項目の一部は以下のとおりです。

- i. 大規模買付者及びそのグループの概要（大規模買付者の事業内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ii. 大規模買付行為の目的及び内容（対価の種類及び価額、関連する取引の仕組み、買付方法及び関連する取引の適法性等を含みます。）
- iii. 大規模買付行為の対価の価額の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）
- iv. 大規模買付行為の資金の裏付け
- v. 当社の経営に参画した後想定している経営者候補（当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- vi. 大規模買付行為の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針

なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは合理的に不十分と認められる場合には、当社取締役会は、特別委員会の助言を受け、大規模買付者に対して必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。ただし、当社取締役会は、追加的な情報提供の求めについても、特別委員会の助言を最大限尊重するものとし、無制限に追加的な情報提供の求めを行うことはいたしません。

当社取締役会は、提供された必要情報が、当社株主の皆さまの判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。また、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した場合には、速やかにその旨を開示いたします。

次に、当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。ただし、特別委員会が後述の特別委員会の勧告期限の延期を勧告し、当社取締役会が、特別委員会の勧告期限を最大10日間延期した場合には、評価期間は、勧告期限が延期された日数に応じ、それぞれ最大10日間延長されるものとし、また、評価期間が延長される場合には延長される日数及び延長の理由を公表します。評価期間中、当社取締役会は外部専門家等の助言を受けながら、提供された必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見をとりまとめ、公表します。また、評価期間中、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として代替案を公表して当社株主の

皆さまに対し提示することもあります。従って、大規模買付行為は、評価期間（前述の勧告期限の延期がなされた場合は、これに伴う延長後の評価期間）の経過後にのみ開始されるものとします。

*大規模買付ルールを遵守しない大規模買付行為、あるいは大規模買付ルールを遵守するものであっても当社に回復し難い損害を与えるなど、当社株主共同の利益を著しく損なうと判断される大規模買付行為がなされた場合の対応方針、特別委員会の設置（対抗措置の公正さを担保するための手続き）や特別委員会規則の内容、株主・投資家の皆さまに与える影響等、ルールの有効期限等の具体的事項につきましては、下記ホームページでご覧いただけます。

(http://www.milbon.co.jp/ir/upload_file/top_02/160127_baishu-bouei.pdf)

④具体的な取り組みに対する取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、以下の理由から、本対応方針が基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。また、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」において示された考え方に沿うものであります。

2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、上述のとおり、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為が適切なものであるか否かを株主の皆さまが判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆さまのために交渉を行うことなどを可能とすることで、当社企業価値、ひいては、当社株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

3) 株主意思を重視するものであること

当社は、平成28年3月17日開催の当社定時株主総会において改訂後の本対応方針の是非につき、株主の皆さまのご意思を問い、ご承認いただきましたことをもって、株主の皆さまの意向が反映されております。加えて、本対応方針の有効期間は平成30年の当社定時株主総会終結の時までと設定されておりますが、その時点までに当社株主総会、または取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることになり、株主の皆さまの意向が反映されるものとなっております。

4) 独立性の高い社外者の判断を重視していること

当社は、本対応方針の導入に当たり、取締役会の恣意的な対抗措置の発動を排除し、株主の皆さまのために、本対応方針の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として特別委員会を設置します。

本対応方針の導入に際し、特別委員会は、外部有識者と社外監査役等から構成いたします。

特別委員会は、大規模買付者から提供された必要情報が十分であるか、不足しているかを助言します。

実際に当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、特別委員会が、「特別委員会規則」に従い当該買付が当社の企業価値、ひいては、当社株主共同の利益を著しく損なうものであるか否か等を判断し、当社取締役会はその勧告を最大限に尊重することとします。特別委員会の勧告の概要及び判断の理由等については適時に株主の皆さまに情報開示いたします。

このように、独立性の高い特別委員会により、当社取締役会が恣意的に追加的な情報提供の求めを無制限に行うことや対抗措置の発動を行うことのないよう厳しく監視することによって、当社の企業価値、ひいては、当社株主共同の利益に資する範囲で本対応方針の運用が行われる仕組みが確保されております。

また、当社は平成28年3月開催の定時株主総会終結の時をもって、社外取締役2名が就任しました。社外取締役は当社に対して大規模買付行為がなされた場合に、当該買付が当社の企業価値、ひいては、当社株主共同の利益に資するか否かについて、客観的かつ独立した立場から取締役会で意見を述べることも期待されており、特別委員会と共に独立性の高い社外者の判断を重視する仕組みとなっております。

5) 合理的な客観的要件を設定していること

本対応方針においては、上述のとおり、大規模買付行為に対する対抗措置は合理的、かつ、詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

6) 第三者専門家の意見を取得すること

大規模買付者が出現すると、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の専門家を含みます。）の助言を受けることができるとされています。これにより、特別委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

7) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上述のとおり、本対応方針は当社株主総会あるいは取締役会の決議で廃止することができるため、本対応方針は、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期について、期差任期制を採用していないため、本対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

#### 【参考】

平成29年3月16日開催の第57期定時株主総会において第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、決算期（事業年度の末日）が変更となり、翌事業年度（第58期）は12か月11日間となります。この変更に伴い、翌連結会計年度の業績予想を、売上高327億円（当期比12.2%増）、営業利益55億50百万円（当期比8.5%増）、経常利益51億円（当期比7.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益35億80百万円（当期比16.6%増）に修正しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (平成28年12月20日現在)

(単位：千円)

| 科目                 | 金額                |
|--------------------|-------------------|
| 資 産 の 部            |                   |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>13,411,329</b> |
| 現金及び預金             | 4,023,328         |
| 受取手形及び売掛金          | 3,805,519         |
| 有価証券               | 1,000,000         |
| 商品及び製品             | 2,974,165         |
| 仕掛品                | 36,684            |
| 原材料及び貯蔵品           | 883,147           |
| 繰延税金資産             | 289,131           |
| その他                | 573,252           |
| 貸倒引当金              | △173,901          |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>19,032,857</b> |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>14,681,134</b> |
| 建物及び構築物            | 6,795,092         |
| 機械装置及び運搬具          | 2,377,617         |
| 土地                 | 5,154,087         |
| 建設仮勘定              | 21,093            |
| その他                | 333,243           |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>789,601</b>    |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>3,562,121</b>  |
| 投資有価証券             | 2,621,957         |
| 退職給付に係る資産          | 249,854           |
| 繰延税金資産             | 6,667             |
| その他                | 737,198           |
| 貸倒引当金              | △53,556           |
| <b>資 産 の 部 合 計</b> | <b>32,444,187</b> |

| 科目                         | 金額                |
|----------------------------|-------------------|
| 負 債 の 部                    |                   |
| <b>流 動 負 債</b>             | <b>4,591,012</b>  |
| 買掛金                        | 687,193           |
| 未払金                        | 2,788,818         |
| 未払法人税等                     | 678,180           |
| 返品調整引当金                    | 15,198            |
| 賞与引当金                      | 137,562           |
| その他                        | 284,059           |
| <b>固 定 負 債</b>             | <b>146,726</b>    |
| 退職給付に係る負債                  | 32,270            |
| 繰延税金負債                     | 30,667            |
| その他                        | 83,788            |
| <b>負 債 の 部 合 計</b>         | <b>4,737,738</b>  |
| 純 資 産 の 部                  |                   |
| <b>株 主 資 本</b>             | <b>26,903,823</b> |
| 資本金                        | 2,000,000         |
| 資本剰余金                      | 199,946           |
| 利益剰余金                      | 25,248,823        |
| 自己株式                       | △544,946          |
| <b>その他の包括利益累計額</b>         | <b>802,624</b>    |
| その他有価証券評価差額金               | 752,695           |
| 為替換算調整勘定                   | 43,336            |
| 退職給付に係る調整累計額               | 6,592             |
| <b>純 資 産 の 部 合 計</b>       | <b>27,706,448</b> |
| <b>負 債 ・ 純 資 産 の 部 合 計</b> | <b>32,444,187</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



## 連結損益計算書 (平成27年12月21日から 平成28年12月20日まで)

(単位：千円)

| 科 目                          | 金 額     |                   |
|------------------------------|---------|-------------------|
| 売 上 高                        |         | 29,134,631        |
| 売 上 原 価                      |         | 9,034,279         |
| <b>売 上 総 利 益</b>             |         | <b>20,100,351</b> |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費          |         | 14,986,915        |
| <b>営 業 利 益</b>               |         | <b>5,113,435</b>  |
| 営 業 外 収 益                    |         |                   |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金            | 58,830  |                   |
| そ の 他                        | 93,719  | 152,549           |
| 営 業 外 費 用                    |         |                   |
| 売 上 割 引                      | 472,361 |                   |
| そ の 他                        | 59,945  | 532,307           |
| <b>経 常 利 益</b>               |         | <b>4,733,678</b>  |
| 特 別 利 益                      |         |                   |
| 固 定 資 産 売 却 益                | 95      | 95                |
| 特 別 損 失                      |         |                   |
| 固 定 資 産 除 却 損                | 66,238  |                   |
| 減 損 損 失                      | 241,389 | 307,627           |
| <b>税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益</b> |         | <b>4,426,145</b>  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税        |         | 1,410,348         |
| 法 人 税 等 調 整 額                |         | △53,420           |
| <b>当 期 純 利 益</b>             |         | <b>3,069,216</b>  |
| <b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>       |         | <b>3,069,216</b>  |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (平成27年12月21日から  
平成28年12月20日まで)

(単位：千円)

|                           | 株主資本      |         |            |          |            |
|---------------------------|-----------|---------|------------|----------|------------|
|                           | 資本金       | 資本剰余金   | 利益剰余金      | 自己株式     | 株主資本合計     |
| 平成27年12月21日残高             | 2,000,000 | 199,748 | 23,440,262 | △542,094 | 25,097,916 |
| 連結会計年度中の変動額               |           |         |            |          |            |
| 剰余金の配当                    |           |         | △1,260,656 |          | △1,260,656 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益           |           |         | 3,069,216  |          | 3,069,216  |
| 自己株式の取得                   |           |         |            | △3,196   | △3,196     |
| 自己株式の処分                   |           | 198     |            | 344      | 542        |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) |           |         |            |          |            |
| 連結会計年度中の変動額合計             | －         | 198     | 1,808,560  | △2,852   | 1,805,906  |
| 平成28年12月20日残高             | 2,000,000 | 199,946 | 25,248,823 | △544,946 | 26,903,823 |

(単位：千円)

|                           | その他の包括利益累計額      |              |                  |                   | 純資産合計      |
|---------------------------|------------------|--------------|------------------|-------------------|------------|
|                           | その他有価証券<br>評価差額金 | 為替換算調整<br>勘定 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括利益<br>累計額合計 |            |
| 平成27年12月21日残高             | 737,221          | 311,451      | 65,944           | 1,114,616         | 26,212,533 |
| 連結会計年度中の変動額               |                  |              |                  |                   |            |
| 剰余金の配当                    |                  |              |                  |                   | △1,260,656 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益           |                  |              |                  |                   | 3,069,216  |
| 自己株式の取得                   |                  |              |                  |                   | △3,196     |
| 自己株式の処分                   |                  |              |                  |                   | 542        |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | 15,474           | △268,114     | △59,351          | △311,991          | △311,991   |
| 連結会計年度中の変動額合計             | 15,474           | △268,114     | △59,351          | △311,991          | 1,493,914  |
| 平成28年12月20日残高             | 752,695          | 43,336       | 6,592            | 802,624           | 27,706,448 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表 (平成28年12月20日現在)

(単位：千円)

| 科目                     | 金額                |
|------------------------|-------------------|
| 資 産 の 部                |                   |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>12,246,711</b> |
| 現金及び預                  | 3,351,605         |
| 受取手                    | 598,261           |
| 売掛                     | 3,430,880         |
| 有価証                    | 1,000,000         |
| 商品及び製                  | 2,302,956         |
| 原材料                    | 552,809           |
| 仕掛品                    | 36,471            |
| 貯蔵品                    | 212,953           |
| 前払費用                   | 60,796            |
| 繰延税金資                  | 207,009           |
| その他の                   | 665,110           |
| 貸倒引当                   | △172,141          |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>20,504,093</b> |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>13,966,844</b> |
| 建物                     | 6,210,804         |
| 構築物                    | 163,522           |
| 機械及び装                  | 2,206,877         |
| 車両運搬                   | 7,097             |
| 工具、器具及び備               | 308,219           |
| 土地                     | 5,056,984         |
| 建設仮勘                   | 13,338            |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>766,308</b>    |
| ソフトウェア                 | 540,482           |
| その他                    | 225,825           |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>5,770,940</b>  |
| 投資有価証                  | 2,621,957         |
| 関係会社株                  | 1,714,427         |
| 関係会社出資                 | 430,000           |
| 従業員に対する長期貸付            | 1,582             |
| 関係会社長期貸付               | 220,000           |
| 繰延税金資                  | 51,139            |
| 前払年金費                  | 240,354           |
| その他                    | 545,035           |
| 貸倒引当                   | △53,556           |
| <b>資 産 の 部 合 計</b>     | <b>32,750,805</b> |

| 科目                         | 金額                |
|----------------------------|-------------------|
| 負 債 の 部                    |                   |
| <b>流 動 負 債</b>             | <b>4,468,667</b>  |
| 買掛                         | 712,081           |
| 未払                         | 2,734,373         |
| 未払費用                       | 99,235            |
| 未払法人税等                     | 649,905           |
| 預り金                        | 142,468           |
| 返品調整引当                     | 15,198            |
| 賞与引当                       | 96,040            |
| その他                        | 19,365            |
| <b>固 定 負 債</b>             | <b>80,405</b>     |
| その他                        | 80,405            |
| <b>負 債 の 部 合 計</b>         | <b>4,549,072</b>  |
| 純 資 産 の 部                  |                   |
| <b>株 主 資 本</b>             | <b>27,449,036</b> |
| 資 本 金                      | 2,000,000         |
| 資 本 剰 余 金                  | 199,946           |
| 資 本 準 備 金                  | 199,120           |
| その他資本剰余                    | 826               |
| 利 益 剰 余 金                  | 25,794,036        |
| 利 益 準 備 金                  | 300,880           |
| その他利益剰余                    | 25,493,156        |
| 別 途 積 立 金                  | 3,500,000         |
| 繰越利益剰余                     | 21,993,156        |
| 自 己 株 式                    | △544,946          |
| <b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>     | <b>752,695</b>    |
| その他有価証券評価差額                | 752,695           |
| <b>純 資 産 の 部 合 計</b>       | <b>28,201,732</b> |
| <b>負 債 ・ 純 資 産 の 部 合 計</b> | <b>32,750,805</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (平成27年12月21日から  
平成28年12月20日まで)

(単位：千円)

| 科 目                    | 金 額     |                   |
|------------------------|---------|-------------------|
| 売 上 高                  |         | 27,558,204        |
| 売 上 原 価                |         | 9,327,984         |
| <b>売 上 総 利 益</b>       |         | <b>18,230,219</b> |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費    |         | 13,389,170        |
| <b>営 業 利 益</b>         |         | <b>4,841,049</b>  |
| 営 業 外 収 益              |         |                   |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金      | 58,917  |                   |
| 雑 収 入                  | 91,568  | 150,486           |
| 営 業 外 費 用              |         |                   |
| 売 上 割 引                | 472,361 |                   |
| 雑 損 失                  | 29,718  | 502,079           |
| <b>経 常 利 益</b>         |         | <b>4,489,456</b>  |
| 特 別 利 益                |         |                   |
| 固 定 資 産 売 却 益          | 1,025   | 1,025             |
| 特 別 損 失                |         |                   |
| 固 定 資 産 除 却 損          | 66,035  |                   |
| 減 損 損 失                | 241,389 | 307,424           |
| <b>税 引 前 当 期 純 利 益</b> |         | <b>4,183,057</b>  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税  |         | 1,371,245         |
| 法 人 税 等 調 整 額          |         | △86,890           |
| <b>当 期 純 利 益</b>       |         | <b>2,898,701</b>  |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書（平成27年12月21日から 平成28年12月20日まで）

(単位：千円)

|                             | 株主資本      |         |          |         |
|-----------------------------|-----------|---------|----------|---------|
|                             | 資本金       | 資本剰余金   |          |         |
|                             |           | 資本準備金   | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |
| 平成27年12月21日残高               | 2,000,000 | 199,120 | 628      | 199,748 |
| 事業年度中の変動額                   |           |         |          |         |
| 剰余金の配当                      |           |         |          |         |
| 当期純利益                       |           |         |          |         |
| 自己株式の取得                     |           |         |          |         |
| 自己株式の処分                     |           |         | 198      | 198     |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額（純額） |           |         |          |         |
| 事業年度中の変動額合計                 | —         | —       | 198      | 198     |
| 平成28年12月20日残高               | 2,000,000 | 199,120 | 826      | 199,946 |

(単位：千円)

|                             | 株主資本    |           |            |             |          |            |
|-----------------------------|---------|-----------|------------|-------------|----------|------------|
|                             | 利益準備金   | 利益剰余金     |            |             | 自己株式     | 株主資本<br>合計 |
|                             |         | 別途積立金     | 繰越利益剰余金    | 利益剰余金<br>合計 |          |            |
| 平成27年12月21日残高               | 300,880 | 3,500,000 | 20,355,111 | 24,155,991  | △542,094 | 25,813,645 |
| 事業年度中の変動額                   |         |           |            |             |          |            |
| 剰余金の配当                      |         |           | △1,260,656 | △1,260,656  |          | △1,260,656 |
| 当期純利益                       |         |           | 2,898,701  | 2,898,701   |          | 2,898,701  |
| 自己株式の取得                     |         |           |            |             | △3,196   | △3,196     |
| 自己株式の処分                     |         |           |            |             | 344      | 542        |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額（純額） |         |           |            |             |          |            |
| 事業年度中の変動額合計                 | —       | —         | 1,638,045  | 1,638,045   | △2,852   | 1,635,391  |
| 平成28年12月20日残高               | 300,880 | 3,500,000 | 21,993,156 | 25,794,036  | △544,946 | 27,449,036 |

(単位：千円)

|                             | 評価・換算差額等     |            | 純資産合計      |
|-----------------------------|--------------|------------|------------|
|                             | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 |            |
| 平成27年12月21日残高               | 737,221      | 737,221    | 26,550,866 |
| 事業年度中の変動額                   |              |            |            |
| 剰余金の配当                      |              |            | △1,260,656 |
| 当期純利益                       |              |            | 2,898,701  |
| 自己株式の取得                     |              |            | △3,196     |
| 自己株式の処分                     |              |            | 542        |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) | 15,474       | 15,474     | 15,474     |
| 事業年度中の変動額合計                 | 15,474       | 15,474     | 1,650,865  |
| 平成28年12月20日残高               | 752,695      | 752,695    | 28,201,732 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

### 独立監査人の監査報告書

株式会社 ミルボン  
取締役会 御中

平成29年2月17日

仰 星 監 査 法 人

代 表 社 員 公 認 会 計 士 徳 丸 公 義 ㊞  
業 務 執 行 社 員

業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 俣 野 朋 子 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ミルボンの平成27年12月21日から平成28年12月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミルボン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

### 独立監査人の監査報告書

株式会社 ミルボン  
取締役会 御中

平成29年2月17日

仰 星 監 査 法 人

代 表 社 員 公 認 会 計 士 徳 丸 公 義 ㊞  
業 務 執 行 社 員

業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 俣 野 朋 子 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ミルボンの平成27年12月21日から平成28年12月20日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査役会の監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年12月21日から平成28年12月20日までの第57期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び仰星監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年2月23日

株式会社ミルボン 監査役会

常勤監査役 村 田 浩 二 ㊟

社外監査役 遠 藤 桂 介 ㊟

社外監査役 田 多 理 ㊟

以 上



## 株主総会会場のご案内略図

場 所 大阪市北区中之島5丁目3番68号  
リーガロイヤルホテル3階「光琳の間」  
TEL (06)6448-1121 (代表)



- 京阪電車／中之島線 中之島駅直結
- JR東西線／新福島駅下車 徒歩約8分
- JR環状線／福島駅下車 徒歩約15分
- 阪神電車／福島駅下車 徒歩約8分



- リーガロイヤルホテル無料シャトルバス／JR大阪駅より約6分間隔で循環／乗車場所 JR大阪駅西側(高架南寄り)

※ 誠に恐縮ながら、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。